

4月の市民相談

- 相談は全て無料です。相談日が祝日と重なった場合は原則としてお休みです。
- 市役所の市民課・収納課・子ども課・福祉課にはポルトガル語を話せる職員（臨時職員）がいます。

No dep. de registo civil, coletoria municipal, dep. infantil, dep. de assistência social, trabalham funcionários que compreendem o idioma português.

相談	日	時	場所	主な相談内容	問合せ先
年金相談	4月7日(火) ・14日(火) ・16日(火) ・21日(火)	午前10時～正午 午後1時～3時 ※受け付けは午前8時30分から。	市役所41会議室 吉良支所第1会議室 市役所多目的室ABCDE 市役所多目的室ABCDE	厚生年金・国民年金について ※受け付け状況により、相談時間終了前でも受け付けを終了する場合があります。	保険年金課国民年金担当 (☎65・2104)
行政評価苦情申立	4月6日(月)・20日(月)	午後1時30分～3時	市役所11相談室	市施策で申立人の利害に関する苦情 ※予約制。	企画政策課行政評価委員会 (☎65・2155)
消費生活相談	毎週月・木曜日	午前9時～正午 午後1時～4時 ※受け付けは午後3時まで。	市役所11相談室 ※6日(月)・20日(月)の午後は市役所13相談室。	悪質商法や消費者トラブル、多重債務問題 ※予約制(1人1時間程度)。電話相談も可。多重債務問題は面談のみ。	商工観光課商工担当 (☎65・2168)
労働相談	4月21日(火)	午後1時～4時	市役所11相談室	労働条件、解雇、賃金などの労働問題 ※予約制。予約は開催日前日の正午までに商工観光課商工担当へ。	〃
創業支援相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所商工観光課	新たに事業を始めたい方のための創業に関する相談	〃
市税夜間納税相談	4月9日(火)	午後6時～8時	市役所収納課	市税の納税に関する相談(夜間) 納税も可	収納課徴収担当 (☎65・2129)
市税納税相談	4月26日(日)	午前8時30分～正午	行政情報コーナー	市税の納税に関する相談 納税も可	〃
市民特別法律相談	4月4日(土) ・7日(火) ・9日(水) ・14日(火) ・16日(木) ・23日(水)	午後1時30分～4時	寺津ふれあいセンター 市役所11相談室 一色支所第1会議室 市役所11相談室 幡豆支所第2会議室 吉良町公民館会議室2	法律的専門知識を有する相談 ※予約制(1人30分以内)で各5人まで。 先着順。予約は3月16日(月)から市民課相談担当へ。	市民課相談担当 (☎65・2198)
司法書士法律相談	4月10日(金)	午後1時30分～4時	市役所11相談室	紛争の目的の価格が140万円以下の民事相談 ※予約制(1人30分以内)で5人まで。 先着順。予約は3月16日(月)から市民課相談担当へ。	〃
登記相談	4月8日(水)	午後1時～4時	市役所11相談室	土地などの売買や相続など	〃
行政相談	4月10日(金)	午前10時～正午	市役所11相談室 一色支所第1会議室	国の仕事やその手続き、サービス全般に対する苦情や要望	〃
人権相談	4月3日(金) ・10日(金) ・17日(金) ・18日(土)	午後1時30分～4時 ※受け付けは午後3時30分まで。	吉良町公民館会議室2 一色支所第1会議室 幡豆いきいきセンター 総合福祉センター	いじめ、嫌がらせ、虐待、差別、セクハラ、DVなどの日常生活における心配ごとや悩みごと ※一色支所・総合福祉センターは弁護士同席。	〃
外国人相談 Consulta para estrangeiros	4月3日(金)・17日(金) Dias 3 e 17 de abril (sexta-feira)	午後1時～4時 13h às 16h	市役所11相談室 11 Soudan-shitsu	スペイン語、ポルトガル語、英語による生活上、行政上の相談 Consultas gratuitas para estrangeiros com problemas na vida diária em espanhol, português e inglês	地域支援協働課市民協働担当(☎65・2178) Seção de Trabalhos Comunitário
育児・虐待相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所家庭児童支援課	就園前のお子さんの発達や、育児全般、児童虐待について ※電話相談可。	家庭児童支援課要保護児童担当(☎56・3113)
DV相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所家庭児童支援課	配偶者などからの暴力に関する相談 ※電話相談可。	家庭児童支援課DV相談担当(☎56・3113)
児童相談	日曜日・祝日を除く毎日	午前9時～午後4時 ※土曜日は正午まで。	市役所家庭児童支援課 ※土曜日は総合福祉センター相談室。	児童の性格や家族関係、学校生活などの電話・面接相談 ※予約も可。	家庭児童支援課児童相談担当(☎56・0324) ※土曜日は総合福祉センター(☎56・5900)
母子・父子家庭相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所家庭児童支援課	母子・父子家庭の困りごとや自立生活に関すること	家庭児童支援課母子父子担当(☎65・2179)
児童巡回相談	4月9日(水)	午前10時～午後3時	総合福祉センター相談室	療育手帳の新規交付・再判定に関すること ※予約制。	西三河福祉相談センター(☎0564・27・2779)
内職相談	毎週金曜日	午前10時～午後3時	総合福祉センター相談室	内職の紹介と事業所の登録	福祉課社会福祉担当(☎65・2114)
障害者虐待相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	障害者虐待防止センター(市役所福祉課内)	障害者に対する虐待に関する相談 ※電話相談可。	障害者虐待防止センター(☎65・2117)
こころの相談	日曜日・祝日を除く毎日	午前9時～午後5時 ※土曜日は正午まで。	地域活動支援センターめだか工房	精神障害者と家族の困りごと	地域活動支援センターめだか工房(☎54・6775)
知的障害者相談	毎月第2水曜日	午前9時～正午	総合福祉センター相談室	知的障害者と家族の困りごと	福祉課障害者福祉担当(☎65・2113)
身体障害者相談	毎月第1・第4月曜日	午前9時～正午	総合福祉センター相談室	身体障害者と家族の困りごと	〃
結婚相談	毎週火曜日と毎月第1・第3日曜日	午後1時～3時	総合福祉センター相談室	結婚相手の紹介 ※申込金500円と写真2枚が必要。	市社会福祉協議会総務課(☎56・5900)
児童・生徒心配ごと相談	毎週月～金曜日	午前9時～午後4時	中央ふれあいセンター 一色健康センター	小・中学生のいじめや不登校などに関する心配ごとや悩みごと ※面接相談可。	児童・生徒支援センター(☎57・0555/☎73・4572)
育児相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	子育て支援センター(ハツ面保育園内)	就学前のお子さんの育児、生活習慣、心配ごとなど	子育て支援センター(☎57・2602)

※西尾警察署の「困りごと相談☎57・0110」や名古屋法務局西尾支局の「人権相談☎57・2622(毎週水・木曜日、午前10時～午後4時)」、西三河県民生活プラザの「法律相談☎0564・27・0800(西三河総合庁舎1階、第2水曜日、午後1時30分～3時、要予約)」もご利用ください。